

令和6年1月12日  
国 税 庁

石川県及び富山県に納税地がある個人の皆様への申告書用紙等の発送について

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、石川県及び富山県（以下、「指定地域」という。）に納税地を有する方については、国税通則法第11条の規定に基づき、令和6年1月1日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長されています。

個人の皆様に対しましては、申告手続の一助として、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書用紙や「確定申告のお知らせ」はがき（以下、「申告書用紙等」という。）を毎年1月下旬に発送しているところですが、この国税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、指定地域内に納税地がある個人の皆様へ申告書用紙等を発送しないこととさせていただきます。

また、本年1月下旬以降、インボイス発行事業者の登録を受けて消費税の課税事業者となった方へ消費税申告に関する情報をご案内するはがきを送付予定でしたが、申告書用紙等と同様に発送を見合わせることにしています。

なお、確定申告書用紙の送付を希望される方は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

(注) 1 e-Tax で申告されている個人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、メッセージボックスへ格納しないこととさせていただきますが、e-Tax にログインしていただくと「マイページ」の「各税目に関する情報」から所得税や消費税に関する各種情報をご確認いただくことが可能です。

2 不特定の方に向けた各種情報提供を目的とする SNS メッセージ等の送信は、引き続き実施することとしています。何卒ご容赦願います。